

鹿児島工業高等専門学校賞罰協議会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校の学生に係る賞罰の適正な実施を目的として、賞罰協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 学生の表彰に関すること。
- (2) 学生の懲戒等に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 校長補佐（学生主事）及び校長補佐（寮務主事）
 - (4) 校長特別補佐（学生何でも相談室長）
 - (5) 類長
 - (6) リベラルアーツ系長
 - (7) 事務部長
 - (8) 前各号のほか、校長が必要と認めた者
- 2 委員が協議会に出席できない場合は、校長の同意を得て代理の者を協議会に出席させることができる。

(議長)

第4条 校長は、必要と認めたときに協議会を招集し、その議長となる。

(議事)

第5条 協議会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の3分の2以上の同意により決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 校長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 協議会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。